

自己資本比率規制（バーゼルⅢ） 第3の柱（市場規律）に基づく開示

信用金庫法施行規則第三十二条第一項第五号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項として、事業年度に係る説明書類に記載すべき事項を本章で開示しております。

【定性的な開示事項】

1. 連結の範囲に関する事項

当金庫の企業集団は子会社（100%所有）「かしんビジネスサービス（株）」1社であり、それを連結子会社としております。

2. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されています。なお、当金庫の自己資本調達手段の概要は次のとおりです。

- 普通出資・・・ ①発行主体：鹿児島信用金庫
- ②コア資本に係る基礎項目の額に算入された額：4,127百万円

3. 自己資本の充実に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しまして、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当金庫は、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も低く、依存している状況ではないと評価しています。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義的な施策として考えております。なお、収支計画については、貸出計画に基づいた利息収入や市場環境を踏まえた運用収益など、足元の状況を十分に踏まえた上で策定された極めて実現性の高いものであります。

4. 信用リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続の概要

信用リスクとは、与信先の倒産や財務状況の悪化などにより、資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクを金融機関が保有する最大のリスクと考え、「信用リスク管理要領」を策定し、その中で与信業務に関する基本方針を定めた「与信判断の指針」（クレジットポリシー）を定めており、その理解と遵守を広く役員に促し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、信用格付システムによる信用格付別、自己査定システムによる債務者区分別、特定の業種に偏らないための業種別、さらには与信集中を抑制するため大口与信先明細・グループ別明細による管理などを行っています。また、四半期毎に信用リスクの計量化を行い、適宜管理しております。

貸出案件の審査・管理にあたっては、審査部門と営業推進部門を分離し、審査の独立性の保持と相互牽制が働く体制をとっています。また、信用リスクの管理状況については自己査定管理委員会、統合リスク管理委員会などの各種委員会において協議・検討を行い、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告する態勢を構築しています。

貸倒引当金については、「自己査定基準」及び「償却及び引当金の計上に関する規程」に基づき、自己査定作業により確定した債務者区分ごとに算定しています。一般貸倒引当金を計上する正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しています。また、個別貸倒引当金について、破綻懸念先は担保、保証を除いた未保全額に貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出し、実質破綻先、破綻先については担保、保証を除いた未保全額をそのまま引き当てています。その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2) 標準的手法が適用されるポートフォリオに関する事項

イ、リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- 格付投資情報センター
- 日本格付研究所
- Moody's
- S&Pグローバル・レーティング

ロ、エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。

- 格付投資情報センター
- 日本格付研究所
- Moody's
- S&Pグローバル・レーティング

5. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するために、取引先によっては、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。

また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。

一方、当金庫が扱う主要な保証には、政府保証と同様の信用度を持つ「住宅金融支援機構保証」、当金庫が採用している適格格付機関が付与している格付により信用度を判定する「一般社団法人しんきん保証基金保証」等があります。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

6. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

市場リスクへの対応は、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺されるよう管理して、信用リスクへの対応としては、リスク管理の観点から、担保による保全を図り、金庫が定める「引当基準」に則った適正な引当金を計上しております。なお、お客様との取引については、総与信取引における保全枠との一体的な管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じております。そのため、当該取引

に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っておりません。

その他、有価証券関連取引については、有価証券にかかる投資方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても、提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的であります。

以上により当該取引にかかる市場リスク及び信用リスクとともに、適切なリスク管理に努めております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

7. 証券化エクスポージャーに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
当金庫は、証券化取引は行っておりません。
- (2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称
当金庫は標準的手法を採用しております。
- (3) 証券化取引に関する会計方針
当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。
- (4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称
リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。
○格付投資情報センター
○日本格付研究所
○Moody's
○S&Pグローバル・レーティング

8. オペレーショナル・リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
オペレーショナル・リスクとは「金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を被るリスクのことで、不適切な事務処理、システムの誤作動、或いは風説の流布・誹謗中傷などにより発生するリスク」と考えています。オペレーショナル・リスクに含まれるリスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクであり、それぞれのリスクについて要領を策定し、確実にリスクを認識・評価する管理態勢となっています。また、これらのリスクにつきましては統合リスク管理検討部会、統合リスク管理委員会で協議・検討しており、必要に応じて理事会、常勤理事会へ報告を行っております。
また、リスクの計測に関しましては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。
- (2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称
当金庫は基礎的手法を採用しております。

9. 銀行勘定における出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価によるリスク計測によって把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。また、株式関連商品への投資は、証券化商品と同様、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定するとともに、基本的には債券投資のヘッジ資産として位置付けており、ポートフォリオ

全体のリスク・バランスに配慮した運用を心掛けております。なお、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用規程」等や「支払準備金の運用準則」に基づいた厳格な運用・管理を行っております。

非上場株式、子会社・関連会社、政策投資株式、その他ベンチャーファンド又は投資事業組合への出資金に関しては、当金庫が定める「資金運用規程」及び「支払準備金の運用準則」などに基づいた適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

10. 銀行勘定における金利リスクに関する事項

- (1) リスク管理の方針及び手続きの概要
金利リスクとは、市場金利が上昇・下降することにより変動する資産価値の変動や、将来の収益に対しても影響を及ぼすことですが、当金庫では、これらについて定期的或いは変化が予測される時に評価・計測を行い、適宜、対応していく態勢をとっております。
実際には、一定の金利変動幅（例えば1%）による変動額の合計を金利リスク（ $\Delta E V E$ ）として計測、或いは金利変動を想定した収益予想（ $\Delta N I I$ ）、また、自己資本比率規制における第3の柱に関する金利リスクなどについてALM委員会で協議・検討を行い、必要に応じて理事会・常勤理事会へ報告を行うなど、金庫の健全経営に努めております。
- (2) 内部管理上使用した銀行勘定における金利リスクの算定手法の概要
金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。
○計測手法
基準日における、イールド・カーブの形状変化を
①パラレル上昇
②パラレル低下
③スティープ化
④フラット化
⑤短期金利上昇
⑥短期金利低下
の6パターンの金利変動シナリオに基づき変化させ、資産及び負債の経済価値の変化額を計算します。
この6パターンのシナリオで最大のリスク量を $\Delta E V E$ （デルタ・イー・ブイ・イー）として当金庫の金利リスクとしています。
○コア預金
対象：流動性預金（当座、普通、貯蓄、通知、別段、納税）
算定方法：コア預金内部モデルを使用
○算定に使用する金利感応資産・負債
資産勘定：預け金、有価証券、貸出金、その他の金利・期間を有する資産
負債勘定：預金、その他の金利・期間を有する負債
○算定に使用する金利ショック幅
：円貨で保有している資産・負債については1.0%
外貨で保有している資産・負債については該当国に応じて2.0%、2.5%、4.0%を適用する。
○リスク計測の頻度
：四半期

【用語解説】

■ 自己資本関係

用語	解説
リスク・アセット	リスクを有する資産（貸出金や有価証券など）を、リスクの大きさに応じて掛け目を乗じ、再評価した資産金額。
所要自己資本額	各々のリスク・アセット×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
エクスポージャー	リスクに晒されている資産のことを指しており、具体的には貸出金、外国為替取引、デリバティブ取引などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当。
ソブリン	各国の政府や政府機関が発行する債券の総称をソブリン債券という。その国で発行されている有価証券の中では一番信用度が高い債券とされるもので、具体的には、中央政府、中央銀行、地方公共団体、政府関係機関、その他中央政府以外の公共部門などを指す。
抵当権付住宅ローン	バーゼルⅢにおいては、住宅ローンの中で、代表的なものとして、抵当権が第1順位かつ担保評価額が十分に満たされているものを指す。
不動産取得等事業者	（代表的な解釈としては）不動産の取得又は運用を目的とした事業者。
オペレーショナル・リスク	金庫の業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいう。具体的には不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれる。
基礎的手法	オペレーショナル・リスクにおけるリスク・アセットの算出方法の一つ。リスク・アセット＝1年間の粗利益×15%の直近3年間の平均値÷8%。
総所要自己資本額	リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）×4%（自己資本比率規制における国内基準）。
単体自己資本比率	単体自己資本の額÷リスク・アセットの総額（信用リスク、マーケットリスク（信金中央金庫のみ）、オペレーショナル・リスクの各リスク・アセットの総額）。
繰延税金資産	金融機関が不良債権の処理に伴って支払った税金が将来還付されることを想定して、自己資本に算入する帳簿上の資産。会計上の費用（または収益）と税法上の損金（または益金）の認識時期の違いによる「一時差異等」を税効果会計によって調整することで生じる。

■ 信用リスク関係

用語	解説
信用リスク	取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスク。
クレジットポリシー	与信業務の基本的な理念や手続き等を明示したものの。
リスク・ウェイト	債権の危険度を表す指標。自己資本比率規制で総資産を算出する際に、保有資産ごとに分類して用いる。
A L M	ALM(AssetLiabilityManagement)は、資産・負債の総合管理といい、主に金融機関において活用されているバランスシートのリスク管理方法。
適格格付機関	バーゼルⅢにおいて、金融機関がリスクを算出するにあたり用いることができる、格付を付与する格付機関のこと。金融庁長官は、適格性の基準に照らして適格と認められる格付機関を適格格付機関に定めている。
信用リスク削減手法	金庫が抱えている信用リスクを軽減するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当。ただし、バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法としては、告示に定める適格金融資産担保（現金、自金庫預金、国債等）、同保証（国、地方公共団体等）、自金庫預金と貸出金の相殺等をいう。

■ 市場リスク関係

用語	解説
市場リスク	金利・為替・株式などの相場が変動することにより、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいう。
カレント・エクスポージャー	派生商品取引の取引先の倒産時における損失予想額を算出する方式。契約時から現在までのマーケット変動等を考慮して、現在と同等のデリバティブ契約を再度構築するのに必要なコスト金額と、そのコスト金額の将来変動見込額を合算したものを損失予想額としている。
再構築コスト	現在と同等の派生商品取引を再度構築するのに必要なコスト金額。
アドオン	評価時点以降に発生する可能性のある潜在的なリスク。
与信相当額	再構築コスト+アドオン。
派生商品取引	（＝デリバティブ取引）有価証券や通貨、金といった金融資産（原資産）の取引から派生し、原資産の現物価格によってその価格が決定される商品を指す。具体例としては、先物、先渡し、スワップ、オプション等が挙げられる。
証券化エクスポージャー	金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化する資産。
オリジネーター	原資産の所有者。
V a R	Value at Risk（バリュー・アット・リスク） 将来の特定の期間内に、ある一定の確率の範囲内で、ポートフォリオの現在価値がどの程度まで損失を被るかを、過去のある一定期間毎のデータをもとに、理論的に算出された値。

■ 金利リスク関係

用語	解説
コア預金	明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。具体的には、①過去5年間の最低残高、②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高、または、③現残高の50%のうち、最小の額を上限とし、満期は5年以内（平均2.5年）として金融機関が独自に定める。
金利ショック	金利の変化（衝撃）のことで、上下200ベース・ポイント（2%）の平行移動や1パーセンタイル値と99パーセンタイル値といった算出方法がある。
パーセンタイル値	計測値を順番に並べたうちのパーセント目の値。 99パーセンタイル値は99パーセント目の値。
金利リスク	市場における一般的な金利水準の変動に伴って、当該金融資産の価値が変動するリスクのことをいう。
アウトライヤー規制	銀行勘定における金利リスク量が、自己資本に対して20%を超える経済価値の低下が生じる銀行をアウトライヤー銀行といい、当局の早期警戒制度の中でモニタリングを行う。
B P V	Basis Point Value（ベース・ポイント・バリュー） 金利リスク指標の1つで、全ての期間の金利が1ベース・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。
G P S	Grid Point Sensitivity（グリッド・ポイント・センシビティ） 金利リスク指標の1つで、一定期間毎の金利が1ベース・ポイント（0.01%）変化した場合における現在価値の変化額を表す。
ストレステスト	例外的だが蓋然性のある事象（9.11テロ、ブラックマンデー等）が発生した場合のリスクファクターが、金融機関の財務状況に与える潜在的な影響を検証する手法。

I. 単体における事業年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,322	14,542
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,130	4,127
うち、利益剰余金の額	10,234	10,457
うち、外部流出予定額(△)	41	41
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△1
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	372	454
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	372	454
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	118	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,814	14,996
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	89	60
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	89	60
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	512	584
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	601	644
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	14,212	14,351
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	161,120	160,184
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,630	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	2,630	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,879	10,491
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	171,999	170,676
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.26%	8.40%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	161,120	6,444	160,184	6,407
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	161,007	6,440	160,094	6,403
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	259	10	276	11
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	93	3	92	3
国際開発銀行向け	-	-	0	0
地方公共団体金融機構向け	264	10	264	10
我が国の政府関係機関向け	623	24	573	22
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,836	233	6,031	241
法人等向け	65,001	2,600	66,994	2,679
中小企業等向け及び個人向け	38,232	1,529	32,801	1,312
抵当権付住宅ローン	1,862	74	1,576	63
不動産取得等事業向け	25,862	1,034	30,043	1,201
三月以上延滞等	836	33	844	33
取立未済手形	17	0	38	1
信用保証協会等による保証付	1,722	68	1,951	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1,104	44	1,282	51
出資等のエクスポージャー	1,104	44	1,282	51
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	12,474	498	13,106	524
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,527	61	2,635	105
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	10,946	437	10,470	418
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	972	38	1,441	57
ルック・スルー方式	972	38	1,441	57
マナデート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,630	105	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	113	4	90	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,879	435	10,491	419
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	171,999	6,879	170,676	6,827

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>
粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
国内	410,262	396,150	259,688	260,346	33,233	30,366	19,578	18,401	416	404
国外	6,048	6,067	—	—	6,048	6,067	—	—	—	—
地域別合計	416,310	402,217	259,688	260,346	39,281	36,433	19,578	18,401	416	404
製造業	18,020	17,946	14,336	14,360	3,684	3,586	—	—	24	23
農業、林業	1,304	1,212	1,304	1,212	—	—	—	—	—	—
漁業	224	199	224	199	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	436	474	436	474	—	—	—	—	—	—
建設業	25,729	24,805	25,531	24,608	198	197	—	—	117	90
電気、ガス・熱供給・ 水道業	5,971	7,176	5,970	6,280	—	895	—	—	—	—
情報通信業	1,458	1,427	567	537	877	876	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5,727	5,606	5,022	4,903	691	689	—	—	—	—
卸売業、小売業	27,264	27,535	26,367	26,643	897	892	—	—	123	111
金融業、保険業	67,257	63,483	4,951	4,842	7,135	7,451	—	—	—	—
不動産業	40,238	42,579	39,851	42,194	387	385	—	—	55	35
物品賃貸業	649	578	646	575	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,142	1,170	1,043	1,071	99	99	—	—	—	—
宿泊業	2,774	2,833	2,774	2,833	—	—	—	—	—	—
飲食業	8,430	7,986	8,430	7,986	—	—	—	—	42	29
生活関連サービス業、 娯楽業	8,139	7,736	8,065	7,664	74	72	—	—	1	13
教育、学習支援業	6,135	5,562	6,135	5,562	—	—	—	—	1	—
医療、福祉	9,868	9,149	9,773	8,959	95	190	—	—	—	—
その他のサービス	14,675	14,582	14,372	14,351	299	227	—	—	20	36
国・地方公共団体等	34,126	30,753	9,285	9,885	24,841	20,868	—	—	—	—
個人	37,344	37,427	37,344	37,427	—	—	—	—	27	64
その他	99,380	91,973	37,246	37,761	—	—	19,578	18,401	—	—
業種別合計	416,310	402,217	259,688	260,346	39,281	36,433	19,578	18,401	416	404
1年以下	84,635	77,433	34,242	37,326	999	1,154	—	—	—	—
1年超3年以下	28,251	22,046	21,176	18,771	3,075	3,275	—	—	—	—
3年超5年以下	32,057	39,290	27,214	24,197	4,843	8,093	—	—	—	—
5年超7年以下	28,355	36,866	22,304	31,393	6,051	5,473	—	—	—	—
7年超10年以下	48,148	40,221	43,763	35,126	4,385	2,095	—	—	—	—
10年超	94,307	92,839	74,381	76,499	19,926	16,340	—	—	—	—
期間の定め のないもの	100,557	93,522	36,600	37,029	—	—	19,578	18,401	—	—
残存期間別合計	416,310	402,217	259,688	260,346	39,281	36,433	19,578	18,401	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(注) 資料編46ページをご覧ください。

八. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種区分	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
製造業	25	19	19	28	4	0	21	19	19	28	49	10
農業、林業	-	-	-	9	-	-	-	-	-	9	-	0
漁業	78	74	74	71	-	-	78	74	74	71	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	44	37	37	25	3	3	41	34	37	25	5	52
電気・ガス・ 熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	0	0	0	-	-	-	0	0	0	-	-	1
卸売業、小売業	56	14	14	35	14	0	41	14	14	35	7	13
金融業、保険業	-	172	172	223	-	-	-	172	172	223	-	2
不動産業	49	35	35	31	1	11	47	23	35	31	19	12
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿泊業	107	50	50	43	-	-	107	50	50	43	-	-
飲食業	142	138	138	138	-	-	142	138	138	138	5	2
生活関連サービス業、 娯楽業	9	9	9	11	-	-	9	9	9	11	-	0
教育、学習支援業	30	15	15	16	-	0	30	15	15	16	-	-
医療、福祉	180	155	155	112	-	122	180	32	155	112	-	181
その他のサービス	80	77	77	77	-	-	80	78	77	77	-	2
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	73	28	28	23	-	1	73	25	28	23	25	25
合計	877	828	828	850	23	139	853	689	828	850	112	307

- (注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	16,423	91,388	12,442	86,927
10%	8,417	42,236	7,675	37,633
20%	12,771	23,762	10,124	22,457
35%	-	5,453	-	4,749
50%	1,639	92	4,524	95
75%	-	83,252	-	78,098
100%	-	130,353	72	136,872
150%	-	519	-	543
合計		416,310		402,217

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限りません。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	2,730	2,669	59,980	55,603	-	-

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	89	41
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	-	-

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
①派生商品取引合計	424	331	424	331
(i)外国為替関連取引	365	291	365	291
(ii)金利関連取引	18	10	18	10
(iii)金関連取引	-	-	-	-
(iv)株式関連取引	39	29	39	29
(v)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-
(vi)その他コモディティ関連取引	-	-	-	-
(vii)クレジット・デリバティブ	-	-	-	-
②長期決済期間取引	-	-	-	-
合計	424	331	424	331

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

ロ. 投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上場株式等	2,507	2,507	2,171	2,171
非上場株式等	1,813	1,813	2,273	2,273
合 計	4,320	4,320	4,445	4,445

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
売却益	-	-
売却損	-	-
償 却	-	-

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度	令和5年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	11,632	11,317
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

(8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB: 金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△EVE		△NII	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	2,889	3,372	36	0
2	下方パラレルシフト	239	431	0	24
3	スティープ化	2,502	3,205		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,889	3,372	36	24
		ホ		ヘ	
8	自己資本の額	令和5年度		令和4年度	
		14,351		14,212	

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

II. 連結会計年度の開示事項

1. 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	14,330	14,549
うち、出資金及び資本剰余金の額	4,130	4,127
うち、利益剰余金の額	10,241	10,464
うち、外部流出予定額(△)	41	41
うち、上記以外に該当するものの額	△0	△1
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	-	-
うち、為替換算調整勘定	-	-
うち、退職給付に係るものの額	-	-
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	372	454
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	372	454
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	118	-
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	14,821	15,003
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	89	60
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	89	60
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
退職給付に係る資産の額	512	584
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15%基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限り。)に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	601	644
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	14,219	14,358
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	161,111	160,173
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	2,630	-
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	-	-
うち、上記以外に該当するものの額	2,630	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,873	10,485
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	171,984	170,658
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	8.26%	8.41%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

2. 定量的な開示事項

(1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和4年度		令和5年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	161,111	6,444	160,173	6,406
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	160,998	6,439	160,082	6,403
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	259	10	276	11
国際決済銀行等向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府等以外の公共部門向け	93	3	92	3
国際開発銀行向け	-	-	0	0
地方公共団体金融機構向け	264	10	264	10
我が国の政府関係機関向け	623	24	573	22
地方三公社向け	-	-	-	-
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	5,836	233	6,031	241
法人等向け	65,001	2,600	66,994	2,679
中小企業等向け及び個人向け	38,232	1,529	32,801	1,312
抵当権付住宅ローン	1,862	74	1,576	63
不動産取得等事業向け	25,862	1,034	30,043	1,201
三月以上延滞等	836	33	844	33
取立未済手形	17	0	38	1
信用保証協会等による保証付	1,722	68	1,951	78
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1,084	43	1,262	50
出資等のエクスポージャー	1,084	43	1,262	50
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	12,485	499	13,114	524
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,527	61	2,635	105
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー	-	-	-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他外部TLAC 関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外のエクスポージャー	10,957	438	10,478	419
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	972	38	1,441	57
ルック・スルー方式	972	38	1,441	57
マンドレート方式	-	-	-	-
蓋然性方式 (250%)	-	-	-	-
蓋然性方式 (400%)	-	-	-	-
フォールバック方式 (1250%)	-	-	-	-
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	2,630	105	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	113	4	90	3
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	10,873	434	10,485	419
ハ. 連結総所要自己資本額 (イ+ロ)	171,984	6,879	170,658	6,826

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<地域・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引			
	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度	4年度	5年度
国内	410,253	396,138	259,688	260,346	33,233	30,366	19,578	18,401	416	404
国外	6,048	6,067	—	—	6,048	6,067	—	—	—	—
地域別合計	416,301	402,205	259,688	260,346	39,281	36,433	19,578	18,401	416	404
製造業	18,020	17,946	14,336	14,360	3,684	3,586	—	—	24	23
農業、林業	1,304	1,212	1,304	1,212	—	—	—	—	—	—
漁業	224	199	224	199	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	436	474	436	474	—	—	—	—	—	—
建設業	25,729	24,805	25,531	24,608	198	197	—	—	117	90
電気・ガス・熱供給・ 水道業	5,971	7,176	5,970	6,280	—	895	—	—	—	—
情報通信業	1,458	1,427	567	537	877	876	—	—	—	—
運輸業、郵便業	5,727	5,606	5,022	4,903	691	689	—	—	—	—
卸売業、小売業	27,264	27,535	26,367	26,643	897	892	—	—	123	111
金融業、保険業	67,237	63,463	4,951	4,842	7,135	7,451	—	—	—	—
不動産業	40,238	42,579	39,851	42,194	387	385	—	—	55	35
物品賃貸業	649	578	646	575	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・ 技術サービス業	1,142	1,170	1,043	1,071	99	99	—	—	—	—
宿泊業	2,774	2,833	2,774	2,833	—	—	—	—	—	—
飲食業	8,430	7,986	8,430	7,986	—	—	—	—	42	29
生活関連サービス業、 娯楽業	8,139	7,736	8,065	7,664	74	72	—	—	1	13
教育、学習支援業	6,135	5,562	6,135	5,562	—	—	—	—	1	—
医療、福祉	9,868	9,149	9,773	8,959	95	190	—	—	—	—
その他のサービス	14,675	14,582	14,372	14,351	299	227	—	—	20	36
国・地方公共団体等	34,126	30,753	9,285	9,885	24,841	20,868	—	—	—	—
個人	37,344	37,427	37,344	37,427	—	—	—	—	27	64
その他	99,391	91,981	37,246	37,761	—	—	19,578	18,401	—	—
業種別合計	416,301	402,205	259,688	260,346	39,281	36,433	19,578	18,401	416	404
1年以下	84,635	77,433	34,242	37,326	999	1,154	—	—	—	—
1年超3年以下	28,251	22,046	21,176	18,771	3,075	3,275	—	—	—	—
3年超5年以下	32,057	39,290	27,214	24,197	4,843	8,093	—	—	—	—
5年超7年以下	28,355	36,866	22,304	31,393	6,051	5,473	—	—	—	—
7年超10年以下	48,148	40,221	43,763	35,126	4,385	2,095	—	—	—	—
10年超	94,307	92,839	74,381	76,499	19,926	16,340	—	—	—	—
期間の定め のないもの	100,548	93,510	36,600	37,029	—	—	19,578	18,401	—	—
残存期間別合計	416,301	402,205	259,688	260,346	39,281	36,433	19,578	18,401	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

単体における開示内容に準じております。資料編46ページをご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

単体における開示内容に準じております。資料編62ページをご覧ください。

二. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和4年度		令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	16,423	91,388	12,442	86,927
10%	8,417	42,236	7,675	37,633
20%	12,771	23,762	10,124	22,457
35%	—	5,453	—	4,749
50%	1,639	92	4,524	95
75%	—	83,252	—	78,098
100%	—	130,345	72	136,861
150%	—	519	—	543
合計		416,301		402,205

- (注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限り、
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(3) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

単体における開示内容に準じております。資料編63ページをご覧ください。

(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

単体における開示内容に準じております。資料編63ページをご覧ください。

(5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 連結グループがオリジネーターの場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。ロ. 連結グループが投資家の場合 (信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)
該当ありません。

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 連結貸借対照表計上額及び時価等

(単位:百万円)

区分	令和4年度		令和5年度	
	連結貸借対照表計上額	時価	連結貸借対照表計上額	時価
上場株式等	2,507	2,507	2,171	2,171
非上場株式等	1,793	1,793	2,253	2,253
合計	4,300	4,300	4,425	4,425

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

単体における開示内容に準じております。資料編64ページをご覧ください。

ハ. 連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。ニ. 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
該当ありません。

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

単体における開示内容に準じております。資料編64ページをご覧ください。

(8) 金利リスクに関する事項

単体における開示内容に準じております。資料編64ページをご覧ください。

<報酬体系について>

1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として決定方法を規程で定めております。

(2) 令和5年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	119

- (注) 1. 対象役員に該当する理事は9名、監事は1名です（期中退任者を含む）。
 2. 上記の内訳は、「基本報酬」88百万円、「賞与」1百万円、「退職慰労金」30百万円となっております。
 なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金（過年度に繰り入れた引当金を除く）と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。
 3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であつて、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第22号）第2条第1項第3号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であつて、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。
 2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。
 なお、令和5年度においては、該当する会社はありませんでした。
 3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
 4. 令和5年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

発行 鹿児島信用金庫 総合企画部
〒892-8586 鹿児島市名山町1番23号
TEL (099)223-0141(代表)
ホームページ <https://kashin.co.jp/>

